

優秀修士論文概要

『心性罪福因縁集』の「念仏」観

八木 徳 俊

『心性罪福因縁集』とは、永明延寿(九〇四〜九七五)の著作と伝わる仏教説話集である。上・中・下の三巻に分かれ、それぞれの冒頭に「大宋国智覚禪師注置」とあることから、『宗鏡録』や『万善同帰集』の著者である永明延寿によって説かれた書であるとされてきた。しかし、先行研究において、吉原浩人氏によって文章表現やその思想から、本書は院政期には成立していた日本撰述の文献で、延寿に仮託された書であることが明らかにされた。本書には、日本で創作された「本覚讀」、「中陰経」が引用されていることをその根拠としている。さらに、大久保良峻氏も本書の内容と『中陰経』の引用を理由に永明延寿の真撰であると考え、ことは難しいとしており、本書が日本で撰述されたものであることは明らかである。

本書には、卷上第七話に「念仏」と題された話があり、そこに独自の念仏観が説かれている。この卷上第七話「念仏」に関する先行研究としては、大谷旭雄氏の研究が挙げられる。大谷氏は、『心性罪福因縁集』と永観(一〇三三〜一一一一)撰『往生拾因』の関係において、『心性罪福因縁集』卷上第七話「念仏」を取り上げ、『往生拾因』第一因との対照を示し、主に名号観においてその思想が影響を与えたと指摘している。しかしながら、本話に説かれる念仏観について、大谷氏の研究以降、詳細な研究は行われていない。

本論文では、『心性罪福因縁集』卷上第七話「念仏」に説かれる思想を詳細に紐解き、『心性罪福因縁集』に説かれる「念仏」とはいかなるものなのか明らかにすることを目的とした。さらに、本書の「念仏」がどのような影響下で成立したもののなのか、趙宋天台山外派との関わりに着目して検討を行った。なお、本論文では『心性罪福因縁集』のテキストとして、元禄十三年(一七〇〇)に書林銭屋庄兵衛により版行された版本(元禄版本)を扱った。また本論文において、『心性罪福因縁集』卷上第七話「念仏」の本文は適宜引用して論考を行ったため、全文に関しては附録の訳注を参照されたい。

第一章では、『心性罪福因縁集』に説かれる「念仏」とはいかなるものか究明することを試みた。『心性罪福因縁集』卷上第七話「念仏」とは、定覚という比丘が明智和尚という僧に「念仏」の教えを請い、明智和尚と大徳という比丘との問答をもって「念仏」とはいかなるものかを説くという説話である。本話は、①導入②事念仏③理観念仏④末尾の四部に分けることができ、それぞれ順に内容を詳細に検討し、そこに説かれる思想の考察を行った。

①導入は、定覚比丘と明智和尚の問答によって説かれ、説話のはじまりとして定覚比丘が明智和尚に「念仏」について問う場面である。定覚比丘は、自らがきちんと仏道修行を修めていないと述べているが、『心性罪福因縁集』の他の話に多く見える破戒者とは違い、既に念仏行を修めている比丘であるため、他の話の主人公とは少し異なる。この①導入は、『心性罪福因縁集』に説かれる「念仏」の内容を直接説く場面ではないものの、先行研究において指摘があるように永観『往生拾因』第一因の典拠となった箇所では、『遊仙窟』序文など様々な文献からの引用が見られ、その撰述背景を探るには注目すべき場面である。

②「事念仏」③「理観念仏」は、『心性罪福因縁集』における「念仏」

とはいかなるものか説く場面である。ここでは、明智和尚が修行した際の話を説いており、明智和尚と大徳比丘の間答で構成される。まず、②「事念仏」では、名号の功德を説いた上で称名念仏を修すことを示している。

諸仏の名号を称えることを説いた後に、弥陀一仏を称念する功德も説いており、浄土教文献としての一面を窺うことができた。③「理観念仏」は、(一)自身の身体を如来の身体に観ずる(二)自身の心性を如来の心性に観ずる(三)一切の非情も仏であると観ずる、という三種に分けて説かれる。(一)では、自身の身体を如来の身体と重ねて観ずるという観想念仏を説く。自らの身体を清浄法身と観ずるとして、その上で仏名を称念することを説いている。(二)では、自分の心はすなわち仏心であると観じ、諸仏の心意はすなわち自分の心意であるとして、心を観じなければならぬといっている。自身の心性を如来の心性に観ずること、つまり観心の念仏を「真念仏」と示すことに着目し、第二章で詳しく触れた。(三)では、草木などの一切の諸物も仏であると観ずるとする。有情も非情も差別はなく、非情もすべて法身であると観じなければならぬといっている。『心性罪福因縁集』には、源信仮託の天台本覚思想文献との影響関係がある話がある。他があり、天台本覚思想文献としての位置付けを正しく行う必要があると考える。

④末尾では、再び場面が定覚比丘と明智和尚の間答に戻り、定覚比丘が「念仏」の方法を授かる。「事念仏」と「理観念仏」に分けて説かれる『心性罪福因縁集』の「念仏」であるが、④末尾において「事理観心念仏」という語に集約されている。このように、『心性罪福因縁集』に説かれる「念仏」は、端的に示すと「事理観心念仏」であるということをもって本章の結びに代えた。

第二章では、『心性罪福因縁集』と趙宋天台山外派との影響関係について、「事」「理」の理解と「真念仏」の典拠を検討することで、その影響関係を指摘することを目指した。

『心性罪福因縁集』巻上第七話「念仏」では、「念仏」を「事念仏」「理観念仏」に分けて説いている。本書には、他にも「事」「理」に分けて説く話があり、巻上第六話「沐浴」、巻中第十三話「明智和尚問比丘言沙門行法何為宗」などである。それぞれどのような思想をもって「事」「理」を分類しているのか検討することで、『心性罪福因縁集』全体における「事」「理」の解釈を明らかにすることを試みた。湛然(七一―七八二)が『止観義例』において示した「事」「理」の解釈は、後の趙宋天台において山家派と山外派で理解が分かれ議論を呼ぶこととなる。先行研究では、安藤俊雄氏によって、趙宋天台山外派の「事」「理」の理解はそれぞれ「外相」と「内心」に通ずると論じられた。そこで、巻上第六話「沐浴」に説かれる「事温室」「理温室」、巻中第十三話「明智和尚問比丘言沙門行法何為宗」における「文字誦」「理観誦」をそれぞれ取り上げ、『心性罪福因縁集』における「事」「理」の理解を検討した。

巻上第六話において、「沐浴」について「事温室」「理温室」に分けて説かれる。「事温室」では、沐浴を行う温室を対象として観る。温室を地獄に重ねて観ずることを説いており、釜を熱した鉄釜、湯を溶けた銅に重ねて思惟するとしている。「理温室」では、自らを温室に重ねて観ずることを説く。自分の腹の内を湯船、血などを湯水、骨を薪木、などのように自身と温室を重ねることとする。また、心王を沐浴する自身と観ずるといことを説き、観心を重要視していることが分かった。自身の内相を観ずることを理の温室として述べており、山外派の理解に近いものと示した。

巻中第十三話では、「説誦」の作法を「事」「理」に分け、それぞれ「文字誦」「理観誦」として説かれている。「文字誦」は、一文字たりとも間違

えることなく、一心に読誦することを指し、「理観誦」は、骨髄を軸、皮肉は紙、血色は墨というように、経巻を自分の身体に重ねて観ずるという「沐浴」と同じ構造をとる。その上で、自身の心は經典の文字のありのままであると観ずることを「真読誦」とし、「観心」を重要視していることが分かる。

したがって、『心性罪福因縁集』では、「理」を説く際に「歛心」を重んじていることが分かり、趙宋天台山外派の「事」「理」を「外相」「内心」と捉える理解に通ずると考察した。

次に、③「理観念仏」における「真念仏」という語の典拠について検討した。「真念仏」の語は、『心性罪福因縁集』以前の文献においては多く見えない語である。しかし、『心性罪福因縁集』には、他にも「真沐浴」（卷上第六話）・「真読誦」・「真経巻」（卷中第十三話）の語があり、すべて他の経論類には見えない表現である。これらは各話の「観心」を説く場面で用いられ、自らの身心を観ずることを示しているものである。

「真念仏」について、『往生要集』においては、『仏藏経』の引用箇所の中で「真念仏」の語が用いられるが、『心性罪福因縁集』とは異なる理解である。そこで、他の経論類における「真念仏」の語を検討した結果、『心性罪福因縁集』における「真念仏」の典拠は、中国華嚴宗の第四祖である澄観（七三八～八三九）の『華嚴経随疏演義鈔』であると指摘した。澄観は、『華嚴経随疏演義鈔』において自身の念仏観を「唯心念仏」としており、自心と仏心を一体と観ずることを説く。澄観は、心・仏・衆生の三は無差別と知るならば、「真念仏」とするとして、念仏はすなわち念心であり、念心はすなわち念仏であると説き、『心性罪福因縁集』における「真念仏」の理解とかなり近い。さらに、「心・仏・衆生三無差別」は、『心性罪福因縁集』のほとんどの話で用いられる定型句であり、その影響関係を窺うことができる。趙宋天台山外派の晤恩（九一二～九八六）や源清（？～九九

七）は、澄観の思想に多大な影響を受けており、この「唯心念仏」の思想が、山外派を通じて『心性罪福因縁集』の「念仏」に影響を与えたと考察できる。

このように、唯心思想を含む特異な念仏観が院政期に存在し、永観に影響を与えていたということを、日本浄土教史において正しく位置付けなければならぬという展望をもって本論文の結びとした。

優秀修士論文概要

『列女伝』に見られる劉向の
政治思想について

張 懷 慈

劉向は前漢の宣帝期から成帝期までに生きる人である。

宣帝期から成帝期まで、主な政治状況をまとめに言うと、一見にして、劉氏が統治を順調に続いていたが、実際に様々な混乱がその時点に起つた。要するにその時期に主な政治問題は、内朝の問題と、皇帝本人の権力についての問題にある。

まずは内朝について、いくつ問題がある。まとめに言えば、内朝に関する具体的な制度がなかったため、后妃の行い統治者の権力を弱化した。前漢以前には、具体的に内朝の体制に関する記述がない。換言すれば、内朝を具体的な機構とするについての発想は、前漢から初めて成り立ったのである。

もう一つは、皇帝本人の権力についての問題である。皇帝は統治者であるが、権力が弱化され続けた。その問題について反映できる事件の代表的な一つは皇位の継承者を決まることである。宣帝は前の皇帝自体の意志で選抜されたものではなく、霍光が皇太后に提案して、皇太后で決められた皇帝である。また、後には、成帝が自分の子を持っていない、内朝がそれを関与することを基づいて、定陶王の子を継承者とされたことがあった。その継承者の決まることから見ると、前漢には、皇帝の権力を弱化される原因は、権力の一部が近臣、内朝に奪われたということにある。つまり前

漢の政治問題は、統治者の権力と内朝・近臣との矛盾に見られる。その中に近臣は、主に外戚のことである。

前漢には思想に関する変化も起こっているのである。特定の統治思想が未だ定めておらずゆえに、学問に努める人は、いくつの学派の思想を受け入れる傾向を持っている。前漢の思想家、政治家は雑家傾向が一般的とは言える。その中で、「儒者」という言葉の意味する範囲が拡大する。前漢の武帝期から「儒者」と呼ばれた人は必ずしも儒教を専門とする学者とは限らない。

劉向の思想には、前漢の学者と同じように、各学派の学問をともに折り込む傾向がある。すなわち彼の学説は特定の学派に拘るわけではなく、各派の学問を自分の考えのために取り入れるのである。

劉向が書いた『列女伝』に関する研究から見ると、『列女伝』には劉向が自分の考えを伝えるために三家詩と春秋三伝をともに取り上げて、その内容を変化して使うことがある。

『列女伝』は君主を戒めるための書物とするは間違いなく、それを作成目的について、「礼制」、「王教」などの言葉が見られる。その言葉が政治状況に関わっているという事実が分かったが、さらに具体的な意味は見られない。その問題を説明するため、本論文は主に『列女伝』の母儀伝と賢明伝や仁知伝の一部の話と節義伝を分析した。

まず、『列女伝』の母儀伝を分析することで、母儀における「母」の適用範囲、母儀の定義、母儀の具体的な意味を明らかにした。また、劉向が母儀伝を書いた目的について、当時の現実政治を基にして、劉向が母儀伝に通じて求めていることを明らかにした。

結論として、母儀の意味について、文字通りに理解するならば、母親として持つべき行儀はずである。しかし、当時には皇后が天下の母であると

いう概念が出た。つまり、母儀における母の意味には、母親だけではなく、后妃も含まれる。そのため、母儀という定義には、母親としてのやるべきことと后妃としてのやるべきことを両方ともに含める。

そして、母儀の意味はいくつがある。まずは、皇后とする女性が皇帝を支え、嫉妬しない性格を持つべきことである。次いで、皇后には后宮の秩序を整える義務がある。さらに、劉向は后妃を教育することを重視して、貴族女性への教育によって、正しくない后妃が、模範となる后妃に転換できることを説いた。そして、劉向は、皇后は自分の継子の継承者を「順愛」で扱い、団結した家庭関係を得ることを説いた。母親としての母儀について、劉向は母親が子に君子として持つべき道徳を教える義務を持つていることを説いた。

劉向は母儀の意味を上述のように思う原因は、現実政治と関わる。劉向は漢の趙皇后姉妹がほかの妃を誹謗して、皇帝の寵愛を独占したことに對する不満したため、皇后には嫉妬しないこと、后宮の秩序を整える義務を持つことを書いた。そして、当時漢の皇后が血縁関係のない継承者を決める影響力があったことについて、劉向は皇后と自分の継子の継承者の間に、団結した家庭関係を得ることの重要性を説いた。

結論として、劉向が「母儀伝」には、主に后妃のやるべきことを描写した。それは彼が生きた時代の内朝の混乱を止めようとしたからである。要するに、劉向が母儀伝で求めているのは、皇帝を支えて、嫉妬せず、内朝の秩序を整える義務を持つ皇后と、継子を実子のように扱い、実子に君子として持つべき道徳を教える母親である。

次は、『列女伝』の賢明伝や仁知伝の一部の話を分析して、その話に共通に提出された道の思想を検討して、劉向がいわゆる天道の内容を明らかにした。そして、その思想の役割と、生み出す原因を分析した。

『列女伝』には儒家の価値観を用いて統治層の人制約しようとする意図がみられた。一般的には、劉向は儒教の学者とされる。しかし、『列女伝』には、儒家の価値観には反する考えも含まれている。例を挙げると、賢明伝には夫を隠棲することに導いた妻の話が含まれる。その話より、劉向が災いを避けることができる「道」の概念を書いた。そして、仁知伝の話を例として挙げて、劉向が「道」を求めるために政治から離れるべきと主張したわけではないことが明らかにした。さらに、天道の意味には政治の危険を予見できる能力を含める。劉向は災難を避けながら統治者を補佐することを推奨する。

劉向が天道の思想を上述のように述べる原因は、彼の時代の現実政治と関わっていた。その時に外戚が専権していて、政治に混乱をもたらして、君主が有能な人を求めている。しかし、この時代には、外戚の権威を動揺させる人物は嫉妬されやすい雰囲気があった。劉向はこうした有能な人に対して危機感を感じていた。劉向は多数の権力を外戚に渡すことで、才能のある人が君主から離れる可能性があることを告げた。そして、皇帝が外戚に依頼しすぎることは、外戚の利益を広げるだけで、政治上では、さらにマイナスイメージを生じさせるだけであった。さらに、劉向の『説苑』臣術篇に天道の話がある。その話により、劉向は外戚が専権することの危険性を意識できる能力を持っている人が臣下としてふさわしい人物であるとされた。そのため、賢明伝や仁知伝に以上の説話を書いた。

劉向が天道の思想を利用して、外戚の危機を抑えようとした。天道の思想が生まれた原因は、外戚の行いと関わっている。

劉向が外戚の危機を控えようとすることは、節義伝を基にして、節義を検討することで再び論じることになった。

節義は劉向にとって重要な儒家の価値観として、『列女伝』だけではなく、

『新序』には節士篇、義勇篇と『説苑』にも立節篇が載せる。節義伝の節義の意味を明らかにして、節義の役割を検討した。ついで劉向が節義伝を書いた目的を明らかにした。

節義伝の話には、統治層の女性の話と一般の女性の話とも含める。伝の話から、節義の定義には多数の意味が見られる。貴族の女性の話から見ると、節義には異常事態に臨んでも君子の道を変わらないこと、君主への忠誠を変わず、君主を戒めることがある。さらに、民衆の女性の話から、節義を重視することともに、節義を持つことが他人に知られることも必要であることが明らかにした。その話により、節義には社会秩序を守る役割がある。劉向はその節義の定義が、女性のみならず、臣下としてのあべき姿でもありと考える。

劉向が節義の意味をそのように定義した原因は、外戚の行いとその影響関わっていた。上述のように、統治を侵害することに、外戚が主な問題である。そして、劉向の『説苑』立節篇から見ると、外戚が権力を専らにして、自分と親しい人しか君主に進まないことは、不忠な表現である。劉向にとって、不忠な表現は、節義ではないとされる。また、外戚の活動に巻き込まれた者には、外戚の行いを肯定した人もいる。臣下は外戚の権力を畏れるため、外戚の勢力になることは、義に適う行為をかわらないという節義の定義と合わないのである。また、外戚が過大な権力を持っているから、どんどん臣下としての義務を無視して、不正な行いをしたことは、節義の定義と合わない。劉向は臣下のあるべき姿を提示して、当時の外戚の問題を抑えようとするため、節義伝を書いて、節義を説いた。

本論文は、劉向の『列女伝』に政治と関わっている思想のすべてを論じることではできなかったが、一部の伝の話から、『列女伝』の伝に現れる劉向が前漢の政治問題に関する考えを探り出した。特に母儀伝に含まれる劉

向が内朝に対する態度と、節義伝に含まれる劉向が外戚に対する考えと、仁知伝や賢明伝に一部の話による、劉向が一般的な臣下に対する考えは、明らかにできたであろう。本論文で論じてきたこれらは、劉向が前漢の政治問題を解決しようとした思想の一部である。その考えによって、『列女伝』が政治について述べた書物の役割を持っていることは明らかとなった。そして、劉向の政治思想には、儒教経典、儒教の思想が現実政治のために使われ、実践に偏っているという特徴が明らかにした。しかし、扱った『列女伝』の他の章は、検討するに至らなかった、そのため、劉向が『列女伝』に反映した政治思想を完全に論じるには至らなかった。これについては改めて論じたい。